

障がい者雇用はじめの一步応援成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者雇用の促進を目的に、障がい者を雇用していない企業等の新たな障がい者の雇用を応援するため、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることとする。

(交付対象者)

第2条 この助成金の交付対象となる法人又は個人は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を有するもの
- (2) 常時雇用する労働者の数が100人以下であるもの
- (3) 障害者を雇用していなかったもの
- (4) 県内の事務所又は事業所において、次項に規定する労働者（以下「対象労働者」という。）を新たに雇用し、かつ、当該労働者を雇用した日から継続して3か月以上雇用しているもの
- (5) 申請日前1年以内に、労働者を解雇（労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）していないもの
- (6) 県税に未納がないもの
- (7) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を負うものにあつては、当該届出の義務を履行しているもの
- (8) この助成金の交付を受けたことがないもの
- (9) 対象労働者を雇用した日から起算して3か月を経過する日の属する事業年度又は年について、創業及び障害者の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例（平成18年長野県条例第6号）第4条第1項の規定の適用を受けていないもの
- (10) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないもの
- (11) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っていないもの

2 この助成金の対象労働者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者である者
- (2) 県内に住所を有する者
- (3) 県内に所在する事務所又は事業所において勤務する者

- (4) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者又は障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第3号に規定する重度身体障害者、同法第2条第5号に規定する重度知的障害者若しくは同法第2条第6号に規定する精神障害者である障害者であって、同法第70条に規定する特定短時間労働者であるもの
- 3 第1項第2号の常時雇用する労働者の数は、交付申請日現在の雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である常時雇用する労働者の数とする。その算定に当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第3項に規定する短時間労働者は、その1人をもって、0.5人の常時雇用する労働者に相当するものとみなす。
- 4 第1項第3号の「障害者を雇用していなかったこと。」とは、対象労働者を雇用した日前1年の間に障害者を雇用したことがないこととする。

(交付申請)

第3条 この助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、「障がい者雇用はじめての一步応援助成金交付申請書」（様式第1号）を、対象労働者を雇用した日から3か月を経過する日の翌日から起算して30日を経過する日又は対象労働者を雇用した日から3か月を経過する日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 交付申請日における雇用保険の被保険者の状況等を確認できる次の書類

ア 事業所別被保険者台帳

イ 事業所台帳異動状況照会

(2) 障害者雇用状況報告書（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和51年労働省告示第112号）様式第6号をいう。）（常用雇用労働者数が40.0人未満で報告義務のない事業主を除く。）

(3) 対象労働者を新たに雇用し、雇用した日から継続して3か月以上雇用していることを証する書類

(4) 新たに雇用した対象労働者の勤務地及び一週間の所定労働時間が確認できる書類

(5) 新たに雇用した対象労働者の住所及び障害の状況の分かる書類であって、次に掲げる障害者の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 身体障害者 身体障害者手帳の写し（当分の間、都道府県知事の定める医師又は産業医による法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）の写しをもって代えることができる。）

イ 知的障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第

38 号) 第 1 条の 2 に規定する知的障害者判定機関による判定書の写し又は都道府県知事若しくは政令指定都市の長が交付する療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の写し

ウ 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の写し

- (6) 前各号に掲げる書類に新たに雇用した対象労働者に係る個人情報が含まれている場合は、当該書類の提出についての本人の同意書（様式第 2 号）
- (7) 申請日前 1 年以内に、労働者を解雇（労働者の責めに帰すべき理由による解雇を除く。）していないことを証する書類
- (8) 県税に未納のないことが確認できる書類
- (9) 健康保険法第 48 条、厚生年金保険法第 27 条及び雇用保険法第 7 条の規定による届出の義務を負うものにあつては、当該届出の義務を履行していることを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（プライバシーへの配慮）

第 4 条 申請者は、当該申請における対象労働者の個人情報の取扱いに当たって、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（平成 17 年 11 月 4 日付け職高発第 1104005 号厚生労働省職業安定局長通知）に準じ、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令等に十分に留意しなければならない。

（助成額）

第 5 条 助成額は、申請者につき 50 万円とする。

（交付決定及び額の確定）

第 6 条 知事は、第 4 条第 1 項に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成金の支払い）

第 7 条 申請者は助成金の支払いを請求しようとするときは、交付決定の日から 20 日を経過する日までに、「障がい者雇用はじめの一步応援助成金請求書」（様式第 3 号）を知事に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第 8 条 知事は、第 6 条の規定により通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると

きは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の支払いを受け、又は受けようとしたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 知事は、前項の規定による取消しを行う場合は、助成金の支払いを受けた者にその旨を通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 知事は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この助成金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年3月16日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。令和7年3月31日までに対象労働者を新たに雇用した法人又は個人にあっては、従前の例による。